令和7年11月香川県議会定例会議案

香 川 県

令和7年11月県議会定例会議案一覧

第	1	号	令和7年度香川県一般会計補正予算議案	1
第	2	号	令和7年度香川県特別会計補正予算議案	21
第	3	号	香川県使用料、手数料条例の一部を改正する条例議案	23
第	4	号	香川県公益認定等審議会条例の一部を改正する条例議案	25
第	5	号	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び	
			特定個人情報の提供等に関する条例の一部を改正する条例議案	26
第	6	号	工事請負契約の締結について	28
第	7	号	香川県県民ホールの指定管理者の指定について	29
第	8	号	香川国際交流会館の指定管理者の指定について	30
第	9	号	香川県公渕森林公園の指定管理者の指定について	31
第	10	号	ドングリランドの指定管理者の指定について	32
第	11	号	香川県満濃池森林公園の指定管理者の指定について	33
第	12	号	県民いこいの森野営場の指定管理者の指定について	34
第	13	号	大川山野営場の指定管理者の指定について	35
第	14	号	香川県社会福祉総合センターの指定管理者の指定について	36
第	15	号	香川県視覚障害者福祉センターの指定管理者の指定について	37
第	16	号	香川県聴覚障害者福祉センターの指定管理者の指定について	38
第	17	号	香川県青年センターの指定管理者の指定について	39
第	18	号	さぬきこどもの国の指定管理者の指定について	40

第	19	号	香川県新規産業創出支援センター及び香川県科学技術研究センターの指定管理者の指定について	41
第	20	号	香川県サンポート高松交流拠点施設等の指定管理者の指定について	42
第	21	号	香川県オリーブ公園の指定管理者の指定について	43
第	22	号	香川用水記念公園の指定管理者の指定について	44
第	23	号	香西西地区港湾緑地の指定管理者の指定について	45
第	24	号	香東川公園の指定管理者の指定について	46
第	25	号	香川県営住宅等(直島団地を除く)の指定管理者の指定について	47
第	26	号	香川県営住宅等(直島団地)の指定管理者の指定について	48
第	27	号	当せん金付証票の発売について	49

一般 会計

(第 1 号)

.

	·		

令和7年度香川県一般会計補正予算議案

令和7年度香川県一般会計の補正予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

- 第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ8,885,221千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ514,722,974千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。 (繰越明許費の補正)
- 第2条 繰越明許費の追加及び変更は、「第2表 繰越明許費補正」による。

(債務負担行為の補正)

第3条 債務負担行為の追加は、「第3表 債務負担行為補正」による。

(地方債の補正)

第4条 地方債の追加及び変更は、「第4表 地方債補正」による。

第 1 表

歳 入 歳 出 予 算 補 正

歳

款	項	補正前の額	補正額	計
7 分担金及び負担金		千円 2,487,287	千円 63, 856	千円 2,551,143
	2 負 担 金	2, 446, 098	63, 856	2, 509, 954
10 財 産 収 入		672, 115	2, 000	674, 115
	2 財 産 売 払 収 入	321, 229	2, 000	323, 229
12 繰 入 金		23, 062, 457	3, 000, 070	26, 062, 527
	2 基 金 繰 入 金	22, 077, 685	3, 000, 070	25, 077, 755

14	諸	収	入								45, 166, 537	6, 295	45, 172, 832
				5	受	託	事	業	収	入	938, 099	5, 754	943, 853
				7	雑					入	2, 993, 441	541	2, 993, 982
15	県		債								27, 659, 000	5, 813, 000	33, 472, 000
				1	県				-	債	27, 659, 000	5, 813, 000	33, 472, 000
		歳	入		合		計	•			505, 837, 753	8, 885, 221	514, 722, 974

									歳	出		
	款					J	頁			補正前の額	補 正 額	計
2	総	務	費							千円 38, 283, 006	千円 3,031,896	千円 41, 314, 902
:				1	総	務	管	理	費	18, 151, 525	140, 875	18, 292, 400
				2	企		画		費	10, 561, 056	2, 866, 713	13, 427, 769
				6	防		災		費	1, 849, 354	24, 308	1, 873, 662
3	民	生	費		-	·				75, 784, 032	218, 998	76, 003, 030
				1	社	会	福	祉	費	57, 735, 823	120, 511	57, 856, 334
				2	児	童	福	祉	費	15, 978, 622	98, 487	16, 077, 109
4	衛	生	費							15, 005, 837	83, 246	15, 089, 083
				2	環	境	衛	生	費	2, 930, 511	47, 789	2, 978, 300

	3 保 健 所 費	1, 579, 263	19, 898	1, 599, 161
	4 医 薬 費	5, 626, 635	15, 559	5, 642, 194
5 労 働 費		1, 341, 728	36, 476	1, 378, 204
	2 職 業 訓 練 費	404, 077	36, 476	440, 553
6 農林水産業費		20, 470, 941	323, 956	20, 794, 897
	1 農 業 費	7, 670, 350	64, 095	7, 734, 445
	2 畜 産 業 費	1, 553, 502	24, 112	1, 577, 614
	3 農 地 費	7, 594, 866	120, 000	7, 714, 866
	4 林 業 費	2, 072, 891	55, 000	2, 127, 891
	5 水 産 業 費	1, 579, 332	60, 749	1, 640, 081
7 商 工 費		48, 820, 198	123, 512	48, 943, 710

				1	商	I.		業	費	44, 552, 195	66, 473	44, 618, 668
				2	観		光		費	4, 268, 003	57, 039	4, 325, 042
8	土	木	費							36, 857, 002	4, 600, 000	41, 457, 002
				2	道	路	橋	梁	費	17, 026, 887	2, 667, 000	19, 693, 887
				3	河	JII	海	岸	費	9, 003, 033	1, 399, 000	10, 402, 033
				4	港		湾		費	3, 768, 488	476, 000	4, 244, 488
				5	都	市	情	画	費	2, 146, 641	58, 000	2, 204, 641
9	数	察	費							27, 332, 803	62, 097	27, 394, 900
				1	警	察	管	理	費	25, 479, 729	62, 097	25, 541, 826
10	教	育	費							100, 124, 406	405, 040	100, 529, 446
				1	教	育	総	務	費	17, 495, 626	2, 237	17, 497, 863

	3	高	等	学	校	費	24, 573, 871	278, 584	24, 852, 455
	4	特	別支	援	学校	費	9, 084, 424	3, 080	9, 087, 504
	5	社	会	教	育	費	1, 604, 661	45, 127	1, 649, 788
	6	保	健	体	育	費	2, 014, 769	76, 012	2, 090, 781
歳 出		合		計			505, 837, 753	8, 885, 221	514, 722, 974

第 2 表		繰 越 明 許 費 補 正	
追 加			
款	項	事 業 名	金 額
2 総 務 費			千円 23,020
	2 企 画 費		23, 020
		離島道路災害防除事業	23, 020
6 農林水産業費			200, 000
	3 農 地 費		120, 000
		団 体 営 土 地 改 良 事 業	120, 000
	4 林 業 費		50, 000
		森 林 · 竹 林 整 備 緊 急 対 策 事 業	28, 480
		林 道 施 設 整 備 事 業	7, 870
		治山施設機能強化事業	13, 650
	5 水産業費		30, 000
		漁港単独県費補助事業	30, 000
8 土 木 費			1, 011, 000
	3 河川海岸費		958, 000

		海	岸	改		事	業	46, 000
		河	川海	岸維	持修	———— 繕		797, 000
		ダ	<u>ــــــــــــــــــــــــــــــــــــ</u>	 保	 全	事	業	115, 000
	5 都市計画費							53,000
		公		園	事		 業	53, 000
10 教 育 費							_	278, 584
	3 高等学校費							278, 584
		県 立	工学校体育	育館等空	調設備整何	 備 等 推 讼	生事業	278, 584
		計						1, 512, 604

変更				
款	項	事 業 名	補正前	補正後
			千円	千円
2 総 務 費			52, 350	62, 690
	2 企 画 費		52, 350	62, 690
		離島道路環境改善事業	52, 350	62, 690
8 土 木 費			3, 094, 590	7, 092, 759
	2 道路橋梁費		2, 321, 274	5, 097, 912
		道 路 維 持 修 繕 事 業	54, 641	2, 150, 768
		道路メンテナンス事業	502, 550	638, 550
		道路局部改修事業	282, 966	447, 946
		交 通 安 全 施 設 事 業	79, 117	126, 448
		道 路 改 築 事 業	170, 670	255, 270
		道 路 環 境 改 善 業	359, 130	573, 330
		道路整備交付金事業	872, 200	905, 600
	3 河川海岸費		664, 198	1, 359, 329
		河 川 改 修 事 業	115, 808	330, 439

	砂	防	整	備	事	業	48, 000	124, 700
	砂	 防	維持		善繕	事 業	5, 000	184, 000
	広	域	河 川	 改		事 業	229, 790	364, 290
		-	防	<u> </u>	 事	業	265, 600	355, 900
4 港 湾 費							30, 618	459, 018
	港	———— 湾	維持	修	繕	事 業	20, 618	350, 018
	港	湾	改	良	事	業	10,000	109, 000
5 都市計画費							78, 500	176, 500
	街	路	色 備	交 付	金	事業	78, 500	176, 500
<u> </u>	<u>計</u>						3, 146, 940	7, 155, 449

第 3 表		 債	務	負	担	一	為	補	正			
追加			423		,	, ,		, , , , , , , , , , , , , , , , , , ,				
事項		期		間				限		度	額	
高校生向けタブレット 購入等支援事業 (私立高等学校)	令	和	8	年	度							千円 54, 362
川部みどり園給食業務委託事業	令令	和 8 和 10	年年	度 変 ま	らで							105, 060
道路災害防除事業(県道粉所西中徳線)	令	和	8	年	度							15, 000
道路環境改善事業(県道三木綾川線)	令	和	8	年	度							50, 000
道路整備交付金事業(県道志度山川線)	令	和	8	年	度							180, 000
道路整備交付金事業(県道塩江屋島西線)	令	和	8	年	度							50, 000
道路整備交付金事業 (国道 438 号)	令	和	8	年	度		ů					80, 000
道 路 整 備 交 付 金 事 業 (県道大屋冨築港宇多津線)	令	和	8	年	度							40,000
河川海岸維持修繕事業 (与田川)	令	和	8	年	度							20,000

河川海岸維持修繕事業 (香東川)	令	和	8	年	度	20, 000
河川海岸維持修繕事業 (二反地川)	令	和	8	年	度	10,000
河川海岸維持修繕事業(富川)	令	和	8	年	度	30, 000
河川海岸維持修繕事業(殿 川)	令	和	8	年	度	5, 000
河川海岸維持修繕事業 (池田大川)	令	和	8	年	度	5,000
広域河川改修事業 (春日川)	令	和	8	年	度	70,000
広域河川改修事業 (本津川)	令	和	8	年	度	50, 000
広域河川改修事業 (綾 川)	令	和	8	年	度	50, 000
総合流域防災河川事業 (一 の 谷 川)	令	和	8	年	度	70, 000
砂 防 事 業 (大 山 川)	令	和	8	年	度	60, 000
砂 防 事 業 (尾 郷 上 川)	令	和	8	年	度	50, 000
離島統合港湾施設改良事業 (内海港)	令	和	8	年	度	20,000

離島津波等対策港湾海岸事業 (土 庄 港)	令	和	8	年	度	120, 000
重要港湾改修事業(高松港)	令	和	8	年	度	818, 000
港湾メンテナンス事業(丸亀港)	令	和	8	年	度	51, 000
高校生向けタブレット 購入等支援事業 (県立高等学校)	令	和	8	年	度	210, 254
高校生向けタブレット 購入等支援事業 (県立特別支援学校)	令	和	8	年	度	9, 720
五色台少年自然センター 給食業務委託事業	令	和	8	年	度	55, 396
県民ホール管理事業	令令	和 8 和 14	年年	度かま	らで	香川県県民ホールの管理に関する協定書にて定める指定管理基本料の限度額2,043,250千円と賃金及び物価水準の目安となる指標に一定水準を超える変動があった場合に算出するスライド額の合計額
香川国際交流会館管理事業	令令	和 8 和 12	年年	度 変 ま	らで	香川国際交流会館の管理に関する協定書にて定める指定管理基本料の限度額245,215千円と賃金及び物価水準の目安となる指標に一定水準を超える変動があった場合に算出するスライド額の合計額
ドングリランド施設管理事業	令令	和 8 和 12	年年	度かま	らで	ドングリランドの管理に関する協定書にて定める指定管理基本料の限度額92,296千円と賃金及び物価水準の目安となる指標に一定水準を超える変動があった場合に算出するスライド額の合計額
公渕森林公園管理事業	令令	和 8 和 12	年年	度かま	らで	香川県公渕森林公園の管理に関する協定書にて定める指定管理基本料の限度額344,300千円と賃金及び物価水準の目安となる指標に一定水準を超える変動があった場合に算出するスライド額の合計額
満濃池森林公園管理事業	令令	和 8 和 12	年年	度かま	らで	香川県満濃池森林公園の管理に関する協定書にて定める指定管理基本 料の限度額170,500千円と賃金及び物価水準の目安となる指標に一定水準 を超える変動があった場合に算出するスライド額の合計額
県民いこいの森野営場管理事業	令令	和 8 和 12	年年	度がま	らで	県民いこいの森野営場の管理に関する協定書にて定める指定管理基本 料の限度額37,500千円と賃金及び物価水準の目安となる指標に一定水準 を超える変動があった場合に算出するスライド額の合計額

							大川山野営場の管理に関する協定書にて定める指定管理基本料の限度
大川山野営場管理事業		和 8	年	度	か	らで	額12,325千円と賃金及び物価水準の目安となる指標に一定水準を超える
7/11 X 1 3/1 4/1 4/1 7/1	令 🦻	和 12	年	度	ま		変動があった場合に算出するスライド額の合計額
香川県社会福祉総合	令 5	和 8	年	度	カコ	Ġ	香川県社会福祉総合センターの管理に関する協定書にて定める指定管理は大型の開発が20c 048千円 k 賃全及び物価水準の日安となる指標に一
センター管理事業		fi 12		度	ま	で	理基本料の限度額896,248千円と賃金及び物価水準の目安となる指標に一 定水準を超える変動があった場合に算出するスライド額の合計額
							た水中で起える交勤がものうた物はに非出りものです。
視 覚 障 害 者 福 祉		和 8	年年	度度	かま	らで	196, 882
センター管理事業	令 5	和 12 ————	平 	及 ———	エ		
聴 覚 障 害 者 福 祉	令 5	和 8	年	度	カュ	5	194, 387
センター管理事業	令 5	和 12	年	度	ま	で	101,001
		<u> </u>					香川県青年センターの管理に関する協定書にて定める指定管理基本料
青年センター管理事業		和 8 和 12	年年	度度	かま	らで	の限度額132,446千円と賃金及び物価水準の目安となる指標に一定水準を
	, 11	<u> </u>		·			超える変動があった場合に算出するスライド額の合計額 さぬきこどもの国の管理に関する協定書にて定める指定管理基本料の
とかなるほどの団体四重器	令 5	和 8	年	度	か	5	限度額2,038,600千円と賃金及び物価水準の目安となる指標に一定水準を
■さぬきこどもの国管理事業	令 5	和 12	年	度	ま	で	超える変動があった場合に算出するスライド額の合計額
							香川県新規産業創出支援センター・香川県科学技術研究センターの管
新規産業創出支援センター・		和 8		度	か		理に関する協定書にて定める指定管理基本料の限度額476,541千円と賃金
┃ 科学技術研究センター管理事業	令	和 12	年	度	ま	で	及び物価水準の目安となる指標に一定水準を超える変動があった場合に 算出するスライド額の合計額
							東田 9 る スノイ 下 額 の 日 前 領
サンポート高松交流拠点	令 :	和 8	年	度	カュ	Ġ	る指定管理基本料 (産業振興センター分) の限度額2,425千円と賃金及び
施設等管理事業		和 12		度	ま	で	物価水準の目安となる指標に一定水準を超える変動があった場合に算出
(産業振興センター)							するスライド額の合計額
サンポート高松交流拠点		£	Æ	由	٠.,	ح	香川県サンポート高松交流拠点施設等の管理に関する協定書にて定める指定管理基本料(国際会議場等分)の限度額1,311,715千円と賃金及び
施設等管理事業		和 8 和 12		度度	かま	らで	物価水準の目安となる指標に一定水準を超える変動があった場合に算出
(国際会議場等)	, tr	η 12	7	汉	6		するスライド額の合計額
	<u> </u>	 和 8	年		カュ	Ġ	香川県オリーブ公園の管理に関する協定書にて定める指定管理基本料
オリーブ公園管理事業		和 8 和 12		度度	ル ま	りで	の限度額68,755千円と賃金及び物価水準の目安となる指標に一定水準を
	1, /						超える変動があった場合に算出するスライド額の合計額 香川用水記念公園の管理に関する協定書にて定める指定管理基本料の
┃ ┃ 香川用水記念公園管理事業		和 8		度	カコ	6	限度額319,000千円と賃金及び物価水準の目安となる指標に一定水準を超
省川川小記念公園官理事果	令	和 12	年	度	ま	で	える変動があった場合に算出するスライド額の合計額

サンポート高松交流拠点施 設 等 管 理 事 業 (高松港第1駐車場等)	令 和 8 年 令 和 12 年	・ 度 ま で	香川県サンポート高松交流拠点施設等の管理に関する協定書にて定める指定管理基本料(高松港第1駐車場等分)の限度額90,450千円と賃金及び物価水準の目安となる指標に一定水準を超える変動があった場合に算出するスライド額の合計額
香西西地区港湾緑地管理事業	令 和 8 年 令 和 12 年	: 唐 ま で	香西西地区港湾緑地の管理に関する協定書にて定める指定管理基本料の限度額148,000千円と賃金及び物価水準の目安となる指標に一定水準を超える変動があった場合に算出するスライド額の合計額
香東川公園管理事業	令 和 8 年 令 和 12 年	申まで	香東川公園の管理に関する協定書にて定める指定管理基本料の限度額 108,001千円と賃金及び物価水準の目安となる指標に一定水準を超える変 動があった場合に算出するスライド額の合計額
県 営 住 宅 等 管 理 事 業 (直 島 団 地 を 除 く)	令 和 8 年 令 和 12 年		香川県営住宅等(直島団地を除く)の管理に関する協定書にて定める 指定管理基本料の限度額3,073,031千円と賃金及び物価水準の目安となる 指標に一定水準を超える変動があった場合に算出するスライド額の合計 額
県 営 住 宅 等 管 理 事 業 (直 島 団 地)	令 和 8 年 令 和 12 年	申せべ	香川県営住宅等(直島団地)の管理に関する協定書にて定める指定管理基本料の限度額35,364千円と賃金及び物価水準の目安となる指標に一定水準を超える変動があった場合に算出するスライド額の合計額

第 4 表			地方	債	補	正	
起債の目的	補正前の額	産 補 正 額	割計	起債の方法	利率	償 還	の 方 法
国際交流推進費	千円 7,000	千円 24,000	千円 31,000	普通貸借 又 は 証券発行	5.0%以内	償還期限は、据置期間を含 資条件による。ただし、県財 は低利借換えすることができ	め40年以内とし、その他は、融資機関の融 政その他の都合により繰り上げ償還し、又 る。
文 化 振 興 費	167,000	59,000	226,000	同上	同 上	同	<u></u>
社 会 福 祉 総 務 費	20,000	45,000	65,000	同上	同 上	同	上
障害者福祉費	205,000	33,000	238,000	同上	同 上	同	上
青少年対策費	4,000	45,000	49,000	同上	同上	同	Ŀ
児童福祉施設等事業費	132,000	52,000	184,000	同上	同上	同	上
自然保護費	4,000	11,000	15,000	同上	同上	同	上
林 道 費	125,000	5,000	130,000	同 上	同 上	同	<u>.</u>
水産試験場費	65,000	17,000	82,000	同上	同上	同	上
中小企業振興費	33,000	12,000	45,000	同上	同 上	同	Ŀ
観光施設費	103,000	12,000	115,000	同 上	同上	同	<u>.</u>

地方道路整備事業費	5,638,000	1,053,000	6,691,000	同	上	同	上	同 上
河川海岸総務費	413,000	358,000	771,000	同	上	同	上	同 上
自然災害防止事業費	1,463,000	701,000	2,164,000	同	上	同	十	同 上
港湾補修費	106,000	49,000	155,000	同	上	同	上	同 上
警察施設整備事業費	766,000	39,000	805,000	同	上	同	上	同 上
高等学校施設整備事業費	111,000	277,000	388,000	同	上	同	上	同 上
体育施設費	252,000	55,000	307,000	同	上	同	上	同 上
文書館改修事業費		10,000	10,000	同	上	同	上	同 上
小豆総合事務所費		34,000	34,000	同	上	同	上	同 上
地域総合整備資金貸付費		2,800,000	2,800,000	同	上	同	上	同 上
消防学校費		4,000	4,000	同	上	同	上	. 同 上
職業訓練所費		26,000	26,000	同	上	同	十	同 上
農業大学校費		39,000	39,000	同	上	同	上	同 上
園 芸 振 興 費		9,000	9,000	同	上	同	上	同 上

産業技術センター費		14,000	14,000	同	上	同	上	同	Ł
教育センター費		1,000	1,000	同	上	同	上	同	上
図書館改修事業費		21,000	21,000	同	上	同	나	同	Ŀ
青少年教育施設費		8,000	8,000	同	上	同	上	同	Ŀ
計	27,659,000	5,813,000	33,472,000						

特 別 会 計

(第 2 号)

第2号

令和7年度香川県特別会計補正予算議案

令和7年度香川県特別会計の補正予算は、次に定めるところによる。

(債務負担行為の補正)

第1条 債務負担行為の追加は、「第1表 債務負担行為補正」による。

第 1 表			f=	±	マケ	Ēt.	ТП		<i>A</i>	77	44					
追	加		信	Į	務	負	担		行	為	補	正				
事	項		其	月		間]				限			度	7	額
多目的広場均	地下駐車場管理事業	令令	和和	8 12	年年	度度	からて	金	る指定 を及び	管理基 物価水	本料(多目的に 安となる	広場地下 る指標に	「駐車場分)	の限度額	千円 6協定書にて定め 頁392,145千円と賃 変動があった場合

予 算 外 議 案

(第3号~第27号)

•						
	· .					
					-	
			*			

香川県使用料、手数料条例の一部を改正する条例議案

香川県使用料、手数料条例(昭和27年香川県条例第2号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改	正後				改正	前				
(種別及び金額) 第2条 略			l .	(種別及び金額) 第2条 使用料及び手数料の種別及び金額は、別表第1のとおりとす 2 略						
別表第1(第2条関係)			 別	表第1(第2条関係)						
第1表 略			第	1表 略						
第2表 手数料の部			第	2表 手数料の部						
種別 区分	単位	金額]	種別	区分	単位	金額			
1~570 略				1~570 略						
570の2 建築基 略]	570の2 建築基	略					
準法施行令(昭				準法施行令(昭						
和25年政令第				和25年政令第						
338号) <u>第137</u>			1	338号) <u>第137</u>						
<u>条の12第11項</u> の				条の12第6項の						
接道に関する認				接道に関する認						
定申請手数料]	定申請手数料						
570の3 建築基 略				570の3 建築基	略					
準法施行令 <u>第</u>				準法施行令 <u>第</u>						
137条の12第12				137条の12第7						
<u>項</u> の道路内の建				<u>項</u> の道路内の建						
築認定申請手数				築認定申請手数						
料				料						
571~597 略				571~597 略						
598 政治資金規 略				598 政治資金規	略					
正法(昭和23年				正法(昭和23年						

等の写しに係る 写しの交付手数 料及び同法第20 条の2第2項の 収支報告書等の 写しの交付手数 料 599 政党助成法 (平成6年法律 第5号)第32条 第5項の都道府 県提出文書の写 しの交付手数料 備考	用紙への複写 による場合 その他の方法 による場合	用紙1枚(両面 に複写する場合 は、片面を用紙 1枚とみなす。) 実費を基準として 会が定める額	<u>10円</u> 選挙管理委員	 項の少額領収書等の写しの交付手数料及び同法第20条の2第2項の収支報告書等の写しの交付手数料		
	10 8 2 W I	AN MON OUR		 考 略		

附則

この条例は、令和8年1月1日から施行する。ただし、別表第1 第2表 手数料の部570の2の項及び570の3の項の改正規定は、公布の日から施行する。

香川県公益認定等審議会条例の一部を改正する条例議案

香川県公益認定等審議会条例(平成20年香川県条例第1号)の一部を次のように改正する。 次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(委員) 第3条 委員は、人格が高潔であって、審議会の権限に属する事項に関し公正な判断をすることができ、かつ、法律、会計又は公益法人 <u>若しくは公益信託(公益信託に関する法律(令和6年法律第30号)第2条第1項第1号に規定する公益信託をいう。)</u> に係る活動に関して優れた識見を有する者のうちから、知事が任命する。	(委員) 第3条 委員は、人格が高潔であって、審議会の権限に属する事項に関し公 正な判断をすることができ、かつ、法律、会計又は公益法人に係る活動に 関して優れた識見を有する者のうちから、知事が任命する。

附則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

自立給付金若しくは進学・就職

準備給付金の支給に関する情報

であって規則で定めるものを含

tea)

第5号

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び 特定個人情報の提供等に関する条例の一部を改正する条例議案

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供等に関する条例(平成27年香川 県条例第36号)の一部を次のように改正する。

	改正	後	改正前							
(個人番号の利用 第4条 略	月等)		2	るために必要な限 人情報を利用する が、情報提供ネッ	こ掲げる執行機関は 度で当該執行機関が ことができる。 ただ トワークシステムを から当該特定個人情	は、同表の中欄に掲げる事務を処理 保有する同表の右欄に掲げる特定 し、法の規定により、当該執行機 使用して当該執行機関以外の個人 報の提供を受けることができる場				
別表第2(第4条队	月 係)		別	表第2(第4条関係	系)					
執行機関	事務	特定個人情報		執行機関	事務	特定個人情報				
1~3 略				1~3 略						
4 知事	特定個人番号利用事務	利用特定個人情報(法第19条第8号の規定により生活保護法による保護の実施又は就労自立給付金若しくは進学・就職準備給付金の支給に関する情報の提供を受ける事務(同号の規定により、外国人に対する同法の規定に準じて行う保護の実施又は就		4 知事	特定個人番号利 用事務	利用特定個人情報(法第19条第8号の規定により生活保護法による保護の実施又は就労自立給付金若しくは進学・就職準備給付金の支給に関する情報の提供を受ける事務にあっては、 <u>外国人に対する生活保護法の規定に</u> 準じて行う保護の実施又は就労				

労自立給付金若しくは進学・就

職準備給付金の支給に関する情

報(以下この項において「外国

人生活保護関係情報」という。)

	<u>の提供を受けるものを除く。)</u> にあっては、 <u>外国人生活保護関</u> <u>係情報</u> であって規則で定めるも のを含む。)			
5・6 略	v2 ЦЗ。 /	5・6 略		

附則

この条例は、公布の日から施行する。

第6号

工事請負契約の締結について

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例(昭和39年香川県条例第27号)第2条の規定により、次の工事請負契約を締結することについて、議会の議決を求める。

記

1 件 名 旧香川県立体育館解体工事

2 工事場所 高松市福岡町

3 契約の方法 総合評価一般競争入札

4 請負金額 847,000,000円

5 工事請負人 高松市天神前9番5号

株式会社合田工務店

代表取締役 森田 紘一

第7号

香川県県民ホールの指定管理者の指定について

地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項及び香川県県民ホール条例(昭和63年香川県条例第1号)第5条第2項の規定により、公の施設について次のとおり指定管理者を指定する。

八の世記の女形	指 定 管 理 者		- 指定の期間
公の施設の名称	名 称	主たる事務所の所在地	11 足 (7 朔 间
香川県県民ホール	穴吹エンタープライズ株式会社	高松市古新町9番地1	令和8年4月1日から 令和15年3月31日まで

第8号

香川国際交流会館の指定管理者の指定について

地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項及び香川国際交流会館条例(平成7年香川県条例第3号)第4条第2項の規定により、公の施設について次のとおり指定管理者を指定する。

公の施設の名称	指定	管 理 者	指定の期間
公の施設の名称	名称	主たる事務所の所在地	11 足 0 朔 间
香川国際交流会館	公益財団法人香川県国際交流協会	高松市番町一丁目11番63号	令和8年4月1日から 令和13年3月31日まで

第9号

香川県公渕森林公園の指定管理者の指定について

地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項及び香川県森林公園条例(昭和53年香川県条例第2号)第3条第2項の規定により、公の施設について次のとおり指定管理者を指定する。

公の施設の名称	指定	章 理 者	指定の期間
公の施設の石林	名称	主たる事務所の所在地	17 足の期間
香川県公渕森林公園	公益財団法人かがわ水と緑の財団	高松市東植田町字寺峰1210番地3	令和8年4月1日から 令和13年3月31日まで

第10号

ドングリランドの指定管理者の指定について

地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項及び香川県森林公園条例(昭和53年香川県条例第2号)第3条第2項の規定により、公の施設について次のとおり指定管理者を指定する。

公の施設の名称	指定	党 理 者	指定の期間
公の施設の名称	名称	主たる事務所の所在地	1日足0万朔间
ドングリランド	特定非営利活動法人どんぐりネットワー ク	高松市元山町861番地12	令和8年4月1日から 令和13年3月31日まで

第11号

香川県満濃池森林公園の指定管理者の指定について

地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項及び香川県森林公園条例(昭和53年香川県条例第2号)第3条第2項の規定により、公の施設について次のとおり指定管理者を指定する。

公の施設の名称	指定	常 理 者	指定の期間
公の施設の名称	名称	主たる事務所の所在地	11 足 0 朔 间
香川県満濃池森林公園	香川県造園事業協同組合	高松市鬼無町鬼無741番地1	令和8年4月1日から 令和13年3月31日まで

第12号

県民いこいの森野営場の指定管理者の指定について

地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項及び香川県野営場条例(昭和42年香川県条例第2号)第5条第2項の規定により、公の施設について次のとおり指定管理者を指定する。

公の施設の名称	指定	第 理 者	指定の期間
公の施設の名称	名称	主たる事務所の所在地	相足の朔间
県民いこいの森野営場	特定非営利活動法人しおのえ	高松市塩江町上西乙1118番地8	令和8年4月1日から 令和13年3月31日まで

第13号

大川山野営場の指定管理者の指定について

地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項及び香川県野営場条例(昭和42年香川県条例第2号)第5条第2項の規定により、公の施設について次のとおり指定管理者を指定する。

小の歩款の夕新	指定	章 理 者	指定の期間
公の施設の名称	名称	主たる事務所の所在地	11 足 0 朔 间
大川山野営場	一般財団法人ことなみ振興公社	仲多度郡まんのう町川東2355番地1	令和8年4月1日から 令和13年3月31日まで

第14号

香川県社会福祉総合センターの指定管理者の指定について

地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項及び香川県社会福祉総合センター条例(平成9年香川県条例第2号)第4条第2項の規定により、 公の施設について次のとおり指定管理者を指定する。

公の施設の名称	指定	章 理 者	指定の期間
五の旭畝の石林	名称	主たる事務所の所在地	11 足 少 朔 间
香川県社会福祉総合センター	公益財団法人かがわ健康福祉機構	高松市番町一丁目10番35号	令和8年4月1日から 令和13年3月31日まで

第15号

香川県視覚障害者福祉センターの指定管理者の指定について

地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項及び香川県身体障害者社会参加支援施設条例(平成18年香川県条例第6号)第3条第2項の規定により、公の施設について次のとおり指定管理者を指定する。

公の施設の名称	指定管	理 者	指定の期間
公の施設の名称	名 称	主たる事務所の所在地	11 足 0 朔 间
香川県視覚障害者福祉センター	公益財団法人香川県視覚障害者福祉協会	高松市番町一丁目10番35号	令和8年4月1日から 令和13年3月31日まで

第16号

香川県聴覚障害者福祉センターの指定管理者の指定について

地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項及び香川県身体障害者社会参加支援施設条例(平成18年香川県条例第6号)第3条第2項の規定により、公の施設について次のとおり指定管理者を指定する。

公の施設の名称	指定管	党 理 者	指定の期間
五の旭良の石林	名称	主たる事務所の所在地	相足の期間
香川県聴覚障害者福祉センター	公益社団法人香川県聴覚障害者協会	高松市太田上町405番地1	令和8年4月1日から 令和13年3月31日まで

第17号

香川県青年センターの指定管理者の指定について

地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項及び香川県青年センター条例(昭和44年香川県条例第25号)第5条第2項の規定により、公の施設について次のとおり指定管理者を指定する。

八の佐部の夕秋	指定	· 理 者	指定の期間
公の施設の名称	名称	主たる事務所の所在地	相足り朔間
香川県青年センター	一般社団法人香川県青年団体育成支援協議会	高松市国分寺町国分1009番地	令和8年4月1日から 令和13年3月31日まで

第18号

さぬきこどもの国の指定管理者の指定について

地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項及びさぬきこどもの国条例(平成7年香川県条例第1号)第4条第2項の規定により、公の施設について次のとおり指定管理者を指定する。

1) of the state of the	指 定 管 理 者		指定の期間
公の施設の名称	名称	主たる事務所の所在地	1日 足 07 粉1 旧1
さぬきこどもの国	公益財団法人香川県児童・青少年健全 育成事業団	高松市番町四丁目1番10号	令和8年4月1日から 令和13年3月31日まで

第19号

香川県新規産業創出支援センター及び香川県科学技術研究センターの指定管理者の指定について

地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項、香川県新規産業創出支援センター条例(平成11年香川県条例第5号)第4条第2項及び香川県科学技術研究センター条例(平成12年香川県条例第21号)第4条第2項の規定により、公の施設について次のとおり指定管理者を指定する。

	指定管	理 者	指定の期間
公の施設の名称	名称	主たる事務所の所在地	旧足砂朔间
香川県新規産業創出支援セ			令和8年4月1日から
ンター及び香川県科学技術	公益財団法人かがわ産業支援財団	高松市林町2217番地15	令和13年3月31日まで
研究センター			17410-071014 & C

第20号

香川県サンポート高松交流拠点施設等の指定管理者の指定について

地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項、香川県サンポート高松交流拠点施設条例(平成15年香川県条例第2号)第4条第2項及び香川県 港湾管理条例(昭和31年香川県条例第9号)第21条第2項の規定により、公の施設について次のとおり指定管理者を指定する。

八の竹乳の夕秋		指 定	管 理	者	指定の期間
公の施設の名称	名	称		主たる事務所の所在地	旧たり別間
国際会議場、展示場、観光情					
報センター、駐車場、多目的					
広場					
産業振興センター					令和8年4月1日から
玉藻地区ハーバープロムナー	シンボルタワー開発	株式会社	高松市	ナンポート2番1号	令和13年3月31日まで
ド第1駐車場、港湾緑地第2					741104070701145
駐車場、港湾緑地第3駐車					
場、キャッスルプロムナード					
駐車場					

第21号

香川県オリーブ公園の指定管理者の指定について

地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項及び香川県オリーブ公園条例(昭和63年香川県条例第2号)第2条第2項の規定により、公の施設について次のとおり指定管理者を指定する。

1) of the state of the	指定	· 理 者	指定の期間
公の施設の名称	名 称	主たる事務所の所在地	相足り期间
香川県オリーブ公園	一般財団法人小豆島オリーブ公園	小豆郡小豆島町西村甲1941番地1	令和8年4月1日から 令和13年3月31日まで

第22号

香川用水記念公園の指定管理者の指定について

地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項及び香川用水記念公園条例(平成9年香川県条例第3号)第2条第2項の規定により、公の施設について次のとおり指定管理者を指定する。

公の施設の名称	指定	建 者	指定の期間
	名称	主たる事務所の所在地	1日 亿 07 朔 旧
香川用水記念公園	公益財団法人かがわ水と緑の財団	高松市東植田町字寺峰1210番地3	令和8年4月1日から 令和13年3月31日まで

第23号

香西西地区港湾緑地の指定管理者の指定について

地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項及び香川県港湾管理条例(昭和31年香川県条例第9号)第21条第2項の規定により、公の施設について次のとおり指定管理者を指定する。

公の施設の名称	指定	· 理 者	指定の期間	
	名称	主たる事務所の所在地	相 足 (2) 期 间	
香西西地区港湾緑地	香川県造園事業協同組合	高松市鬼無町鬼無741番地1	令和8年4月1日から 令和13年3月31日まで	

第24号

香東川公園の指定管理者の指定について

地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項及び香川県都市公園条例(昭和39年香川県条例第20号)第14条の2第2項の規定により、公の施設について次のとおり指定管理者を指定する。

公の施設の名称	指定	章 理 者	指定の期間	
	名称	主たる事務所の所在地	11 足 (2 朔 间	
香東川公園	香川県造園事業協同組合	高松市鬼無町鬼無741番地1	令和8年4月1日から 令和13年3月31日まで	

第25号

香川県営住宅等(直島団地を除く)の指定管理者の指定について

地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項及び香川県営住宅条例(昭和39年香川県条例第24号)第32条第2項の規定により、公の施設について次のとおり指定管理者を指定する。

1) 0 th =n 0 h th	指 定	管耳	理者	指定の期間
公の施設の名称	名称		主たる事務所の所在地	11 人 5 朔 间
香川県営住宅等(直島団地を	あなぶき公営住宅コンソーシアム			令和8年4月1日から
	代表 株式会社穴吹ハウジングサー	ごス 高	高松市紺屋町3番地6	令和13年3月31日まで
除く) 	穴吹エンタープライズ株式会	土		плитот о Лога с

第26号

香川県営住宅等(直島団地)の指定管理者の指定について

地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項及び香川県営住宅条例(昭和39年香川県条例第24号)第32条第2項の規定により、公の施設について次のとおり指定管理者を指定する。

公の施設の名称		指 定 管	· 理 者	- 指定の期間	
	名	称	主たる事務所の所在地	1日 亿 07 %1 円	
香川県営住宅等(直島団地)	直島町		香川郡直島町1122番地1	令和8年4月1日から 令和13年3月31日まで	

第27号

当せん金付証票の発売について

当せん金付証票法(昭和23年法律第144号)第4条の規定に基づき、令和8年度において、次のとおり当せん金付証票を発売する。

記

1 発売限度額 金 8,300,000,000円